岐阜県主要農作物奨励品種決定要領

平成4年1月16日付け農技第1193号農政部長通知 一部改正 平成12年4月3日け農指第3号農林水産局長通知 一部改正 平成30年4月1日付け農園第1582号農政部長通知

一部改正 平成31年4月1日付け農園第1635号農政部長通知

第1 趣旨

岐阜県主要農作物種子条例(平成31年第27号)並びに岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱(平成30年4月1日付け農園第1574 号農政部長通知)第2に規定する主要農作物(稲、麦類(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。)及び大豆(いずれも食用又は酒造用に限る。以下同じ。)の奨励品種の決定にあたっては、この要領の定めるところによる。

第2 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定するにあたっては、気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向を十分考慮するとともに、優良と認められるものは積極的に採用することを旨として決定することとし、その基準は別記1のとおりとする。

第3 奨励品種決定協議会

- 1 奨励品種の決定にあたっては、国関係機関、県関係部局、試験研究機関、農業者の組織する団体、農産物の需要者等をもって構成する奨励品種決定協議会 (以下「協議会」という。)を開催し、その意見を聴くものとする。
- 2 協議会の設置については、別途要領の定めるものとする。

第4 奨励品種決定調査

- 1 奨励品種決定調査の種類
- (1) 基本調査

供試される品種・系統につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概要を明らかにする。

(2) 現地調査

自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域(以下「奨励品種適応地域」 という。)ごとに栽培試験を行うことにより、供試される品種・系統の特性 を明らかにする。

- 2 奨励品種決定調査の担当機関
- (1) 基本調査は、農業技術センター及び中山間農業研究所が担当して行う。
- (2) 現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する農林事務所が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に依頼することができる。この場合、農業者は、当該ほ場を日常的に管理することが可能な者の中から選定するものとし、また、当該農業者とは奨励品種に決定される以前の調査対象品種・系統の種子が他に渡らないよう得られる生産物の処分方法についてあらかじめ取り決めておくものとする。

(3) 奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法は、別記2に定めるところによる。

附則

- この要領は、平成4年1月16日より施行する。
- この要領は、平成12年4月3日より施行する。
- この要領は、平成30年4月1日より施行する。
- この要領は、平成31年4年1日より施行する。

主要農作物奨励品種の決定基準

1 奨励品種の採用基準

- (1) 奨励品種に採用する場合には、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種・系統の中から選択するものとする。
 - ア 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用 上重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種(以下「対照品種」という。) と比較して優れていると認められること。
 - イ 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性または生産物の利用上重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、適当な対照品種がない場合は、地域に普及している品種と比較して優れていると認められること。
 - ウ ア、イの他、広域的に奨励普及するには特性上若干問題はあるが、種子の需要 がかなりある品種、あるいは地域の栽培環境及び農産物の流通事情からみて必要 な品種であると認められること。
- (2) (1) において採用しようとする品種・系統は、普及対象地域の範囲または生産物の用途について制限のある場合はこれを妨げない。
- (3) (1)、(2) において採用しようとする品種・系統について、実需者又は消費者の需要があり、その種子を供給できる見込みがあること。

2 奨励品種の廃止基準

奨励品種に採用後次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を 廃止することができる。

- (1) 奨励品種の特性が変化し、1の(1)の基準を満たさなくなった場合
- (2)普及対象地域で栽培上重要とされる特性または生産物の利用上重要とされる特性 に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係る作付面積又は需要量が著しく減少し、今後とも増加の見通しがない場合
- (4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

主要農作物奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種・系統

- (1) 奨励品種決定調査(以下「調査」という。)の対象となる品種・系統は、次のすべての要件を満たすものの中から協議会の調査審議を経て決定するものとする。
 - ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
 - イ 調査に必要な種子が十分に供給されること。
 - ウ 病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされている こと。
 - エ 対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。
- (2) (1) の品種・系統の育成者は、奨励品種決定調査を受けようとする品種・系統について、別記3の申請書に関係書類を添えて、農政部長に、原則として次に掲げる期日までに提出するものとする。

春夏作 1月 末日 秋冬作 8月30日

ただし、県が自らの必要に基づいて供試しようとする品種・系統については、 この限りではない。

2 調査の期間

- (1) 調査期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の 都道府県やその他機関の調査結果から調査対象品種の特性が明らかな場合には、 この期間を短縮することができる。
- (2) 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、第1年目に予備調査、 第2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予 備調査を省略することができる。
- (3) 現地調査は、原則として基本調査の予備調査が終了してから行う。
- 3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

- (1) 対照品種
 - 奨励品種で調査対象品種の基準となる品種
- (2) 参考品種

特定の形質等を比較するための品種

4 耕種概要

調査の栽培試験で用いる耕種概要は、原則として次の基準とする。

調査の種類		農作物の 種 類	区 1 区面積	制区数	耕種法の種類
基本調查	予備調査本調査		6 ㎡以上 1 0 ㎡以上 1 2 ㎡以上 6 ㎡以上 1 0 ㎡以上 1 2 ㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について最も普及している 耕種様式により調査を行う。 作期、施肥水準、移植、播種の方法等について普及している耕種 様式を複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦類 大豆	20㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方 法等について当該奨励品種適応 地域に最も普及している耕種様 式により調査を行う。

注1 麦類は大麦、はだか麦及び小麦をいう。

5 調査項目

調査項目は、次の基準とする。

奨励品種決定調査の調査項目の基準

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	1 稲 発芽の良否(直播または陸稲の場合に限る。)、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、対照品種(参考品種)との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、病障害の発生程度(倒伏程度、冷害、穂発芽、病虫害等) 有望度、その他特記事項(有利または不利とした形質等) 2 麦類 発芽の良否、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、原麦収量、対照品種(参考品種)との原麦収量の比較比率、千粒重、容積重、原麦品質、病障害の発生程度(倒伏程度、凍霜害、病虫害等) 有望度、その他特記事項(有利または不利とした形質) 3 大豆 発芽の良否、開花期、成熟期、主茎長、主茎節数、分枝数、子実収量、対照品種(参考品種)との子実収量の比較比率、百粒重、子実品質、病障害の発生程度(倒伏程度、蔓化程度、青立ち程度、病虫害等)、有望度、その他特記事項(有利または不利とした形質)
	本 調 査	1 稲 必要に応じて、予備調査の項目に次の項目を追加する。 心白または腹白の多少、搗精歩合及び食味、加工適性(もち米、酒造 好適米等)等 2 麦類 必要に応じて、予備調査の項目に次の項目を追加する。 内容成分(タンパク質含量、灰分含量等)、加工適性等 3 大豆 必要に応じて、予備調査の項目に次の項目を追加する。 内容成分(タンパク質含量等)、加工適性等
現地調査		1 稲 本調査項目に同じ 2 麦類 本調査の項目に同じ。 3 大豆 本調査項目に同じ

注1 麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。

奨励品種決定調査供試申請書

年 月 日

岐阜県農政部長 様

(住所)

(氏名または名称及び代表者名) 印

下記の品種・系統について奨励品種決定調査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 作物名
- 2 品種・系統名

(添付書類)

- (1) 品種・系統の育成経過に関する書類
- (2) 品種・系統の特性に関する書類
- (3)対照品種との比較栽培試験の成績に関する書類
- (4)その他参考となる書類